

1月例会のお知らせ

1月14日（火）

午前 9時30分～

例会

10時45分～12時15分

研修会

『個人事業承継税制について』

講師 熊谷税務署資産税部門 阿部統括

会員の皆様のご出席をお願いいたします。

**関東信越税理士会
熊谷支部 12月月例会次第**

日時 令和1年12月5日(木)
午後4時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

(1) 11月 7日(木)	例会・署との協議会	於	ホテルガーデンパレス
(2) 11月 7日(木)	研修会	於	ホテルガーデンパレス
(3) 11月13日(月)	納税表彰式	於	ホテルガーデンパレス
(4) 11月16日(土)	広報部 無料相談会	於	八木橋百貨店
(5) 11月18日(月)	農業青色申告会との協議会	於	J Aふかや榛沢支店
(6) 11月19日(火)	第7回歩け歩け大会	於	秩父札所めぐり
(7) 11月26・27	安原 猛会員通夜・告別式	於	メモリアル彩雲
(8) 11月28日(木)	ソフトボール部納会	於	甲子園第二球場
(9) 11月29日(金)	熊谷地区税務指導四者協議会(事務方会議)	於	熊谷税務署
(10) 12月 2日(月)	熊谷税務署との協議会	於	熊谷税務署
(11) 12月 2日(月)	正副支部長・地域長会議	於	支部事務局

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 研修会

日時 12月5日(木)午後2時00分～3時50分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 税理士法・書面添付

(2) 例会・署との協議会

日時 12月5日(木)午後4時00分～5時00分
場所 ホテルガーデンパレス

(3) 支部忘年会

日時 12月5日(木)午後5時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

(4) 税務支援対策部確定申告期無料納税相談日程表作成

日時 12月6日(金)午後1時00分～
場所 支部事務局

(5) 熊谷支部ゴルフ会総会

日時 12月12日(木)
場所 安心院

(6) 熊谷法人会青年部との研修会

日時 12月18日(水)午後5時00分～午後6時00分
場所 埼玉グランドホテル深谷

(7) 熊谷税務署との協議会

日時 1月7日(火)午後4時30分～
場所 熊谷税務署

(8) 熊谷商工会議所新春賀詞交歓会

日時 1月7日(火)午後4時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

(8) 深谷商工会議所新春賀詞交歓会

日時 1月8日(水)午後5時00分～
場所 埼玉グランドホテル深谷

(9) 四者協議会

日時 1月10日(金)午後4時00分～
場所 未定

3. その他の協議報告事項
事務局電話受付時間 午前9時30分～午後3時30分

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス
日時 令和2年1月14日(火) 午前9時30分～ 署との協議会・例会

*バス 午前9時10分 熊谷駅南口

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス
日時 1月14日(火)午前10時45分～12時15分
内容 「個人事業承継税制について」
講師 熊谷税務署 資産課税部門 阿部佳寛統括官
単位 1.5単位

バス 熊谷駅南口より午前9時10分発

8. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます

* 今後の例会日日程を掲載しました。(令和1年12月5日現在)

2月例会	2月 6日(木)	午前10時30分～
3月例会	3月26日(木)	午後 4時00分～

* 予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

埼税協熊谷地域12月例会

令和1年12月5日(木)

<会務報告>

令和1年11月11日(月) ミサワホームグループとの協議会
15:30 清水園
* 購買事業推進について

令和1年11月26日(火) 大和ハウスグループとの協議会
15:30 清水園
* 購買事業推進について

令和1年11月27日(木) 第一生命熊谷支社との業務推進会議
18:00 はっかい
* 保険商品活用の説明

<会務予定>

令和1年12月10日(金) 常務理事会・地域長会
15:30 清水園
* 提携企業について
* 提携企業との懇親会運営について
* 中間事業報告について

令和1年12月10日(金) 提携企業との懇親会
16:30 清水園

令和1年12月16日(月) 積水ハウスグループとの協議会
15:30 清水園
* 購買事業推進について

<提携企業インフォメーション>

朝日生命 ストライク

令和元年12月5日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 寺山智久
副支部長 福島泰彦
地域長 清水茂昭
研修部長 中村武司

税理士会36時間規定研修

令和元年度例会時熊谷支部研修会のご案内

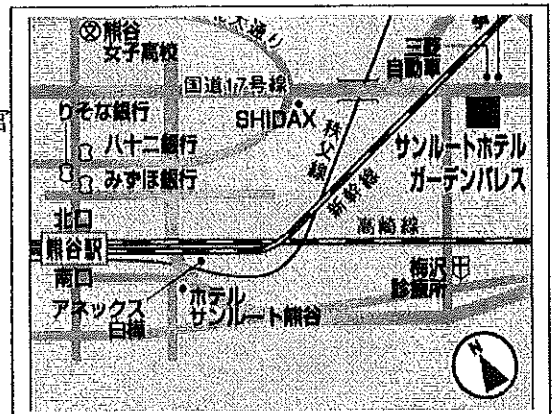
拝啓 朝晩の寒さも厳しくなってきましたが、会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて研修会を開催いたしますので何かとお忙しいこととは存じますが多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席いただけますようご案内申し上げます。

敬具

記

日時 令和2年1月14日(火) 午前10時45分～12時15分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 『個人事業承継税制について』
講師 熊谷税務署資産課税部門 阿部佳寛統括官
対象 税理士会会員及び職員
単位 1.5単位
バス 熊谷駅南口 9時10分発



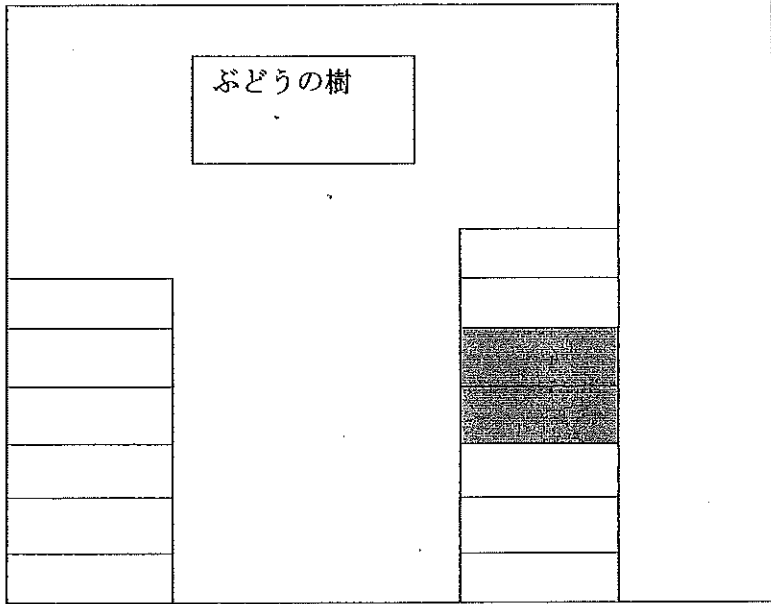
★資料準備の為、12月20日(金)までに支部事務局宛お申し込み下さい。

FAX 048-521-9612

令和2年1月14日の研修会出席人数

会員 _____ 名 事務所職員 _____ 名 合計 _____ 名

会員事務所名 _____



熊谷税務署

* 聖公会教会駐車場の利用場所は上記の2台分です。

* 利用期間は1月1日から3月31までです。

P

税理士会熊谷支部

令和元年12月5日

熊谷支部会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 寺山智久

令和元年度台風15号及び19号の義援金について

この度の「令和元年度台風15号及び19号」に対する義援金の要望が日税連よりまいりました。

熊谷支部は12月2日の正副支部長会において12月の例会時に募金箱を受付に設置し、集まった義援金を本会に送金する決議を致しました。

既に寄付等されている会員もおられると思いますが、ご支援のほど宜しく願いいたします。

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
2. 3. 12 (木)	清水一宏	
2. 3. 16 (月)	瀬山英太	
2. 3. 19 (木)	高橋幸一	
2. 3. 23 (月)	富田秀昭	
2. 3. 30 (月)	橋本 博	
2. 4. 2 (木)	長谷部好一	
2. 4. 9 (木)	内田拓志	
2. 4. 13 (月)	大山 亨	
2. 4. 16 (木)	大久保秀彦	
2. 4. 20 (月)	金井千尋	
2. 4. 23 (木)	木村和吉	
2. 4. 27 (月)	栗林昭人	
2. 4. 30 (木)	林 正浩	
2. 5. 7 (木)	原 靖	
2. 5. 14 (木)	蛭川高俊	
2. 5. 18 (月)	水野敦史	
2. 5. 21 (木)	森戸 裕	
2. 5. 25 (月)	安原宣彦	
2. 5. 28 (木)	吉澤春男	
2. 6. 1 (月)	秋池正江	
2. 6. 4 (木)	大島孝夫	
2. 6. 8 (月)	小林拓人	
2. 6. 11 (木)	須永栄子	
2. 6. 15 (月)	中村武司	
2. 6. 18 (木)	萩原直幸	
2. 6. 22 (月)	堀越雄司	
2. 6. 25 (木)	前島義徳	

*午後1時30分～4時00分

*原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応してください。

(相談があった場合は電話にてご連絡します。)

国税庁等新着情報（台風 19 号に関するお知らせ、チェックシート【相続税】、文化放送ラジオの放送）について（周知依頼）

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の3点の内容につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1. 国税庁「令和元年台風第 19 号に関するお知らせ」

国税庁は、この度の「令和元年台風第 19 号」を受けて、指定した地域に納税地のある方について、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出及びその他の書類の提出並びに納付等の期限を延長（地域指定）することとしました。指定地域に納税地を有する納税者については、令和元年 10 月 12 日以降に到来する国税の申告・納付等の期限が自動的に延長されることとなります。なお、いつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討することとしています。

また、指定地域外に納税地のある方であっても、被災された方については、所轄の税務署長に対して個別に申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。詳細及び対象となる地域は、下記国税庁ホームページを御覧ください。

● 国税庁「令和元年台風第 19 号に関するお知らせ」

→ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r1/0019010-071/index.htm>

2. 関東信越税理士会 中小企業業務対策部

「税理士法第 33 条の 2 の書面添付に係るチェックシート【相続税】 （令和元年 5 月以降用）について」

この度、関東信越税理士会ホームページにおいて、チェックシートを公開いたしました。

税理士法第 33 条の 2 に規定する添付書面を作成する際にご活用ください。

詳細は、下記本会ホームページを御覧ください。

なお、チェックシートのダウンロードには「会員専用サイト」へのログインが必要となります。「会員専用サイト」のログインユーザ名及びパスワードは以下のとおりです。

会員専用サイトログイン ユーザ名：kzei0223 パスワード：kzei0223

● 関東信越税理士会「税理士法第 33 条の 2 の書面添付に係るチェックシート【相続税】（令和元年 5 月以降用）について」

→ <http://www.kzei.or.jp/news/zeirishi/2019/10/30-125137.html>

3. 日本税理士会連合会「文化放送『税理士会 presents レコメン！税理士の秘密』の放送について」

別紙のとおり、目税連の若者向け施策として、文化放送ラジオ『レコメン！』において、新コーナー『税理士会 presents レコメン！税理士のヒミツ』が放送されております。

放送日時は下記のとおりです。詳細は別紙発表資料をご確認ください。

コーナー概要

■タイトル：『税理士会 presents レコメン！税理士のヒミツ』

■放送日時：毎週火曜日 24 時 30 分～24 時 40 分（水曜日深夜 0 時 30 分～0 時 40 分）頃『レコメン！』内で放送

※11 月 5 日～11 月 26 日の期間限定

■出演者：オテンキのり・加藤史帆（日向坂 46）

『レコメン！』概要

■タイトル：『レコメン！』

■放送日時：毎週月～木曜日午後 10 時 00 分～深夜 1 時 00 分 生放送

■パーソナリティ：（月～水）オテンキのり、（木）桐山照史・中間淳太（ジャニーズ WEST）

■午前 0 時台パーソナリティ：（月）菅井友香（櫻坂 46）／（火）加藤史帆（日向坂 46）
／（水）堀未央奈（乃木坂 46）

■HP：<http://www.joqr.co.jp/reco/>

令和元年 11 月 6 日
広報部長 板垣 弘一

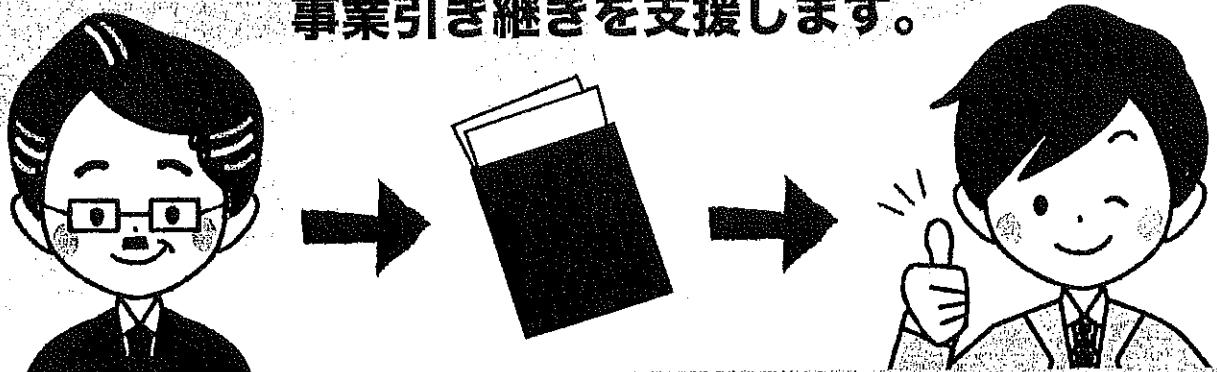
事業承継は税理士に お任せください。

後継者はお決まりですか？

日税連事業承継サイト「担い手探しナビ」に登録しませんか？
顧問税理士が中小企業の窓口となり、事業承継を支援します。
お問い合わせはあなたの顧問税理士まで

経営者の高齢化に伴って中小企業の休廃業・解散件数は増加傾向にあり、廃業予定企業のうち、業績が悪くないにも関わらず後継者不在を理由に廃業を考える中小企業が3割程度存在しているとの調査も公表されています。また、中小企業の事業承継について、かつて9割あった親族内承継も近年では親族外承継が全体の5割超を占めており、親族外承継のニーズが急速に高まっています。

事業引き継ぎを支援します。

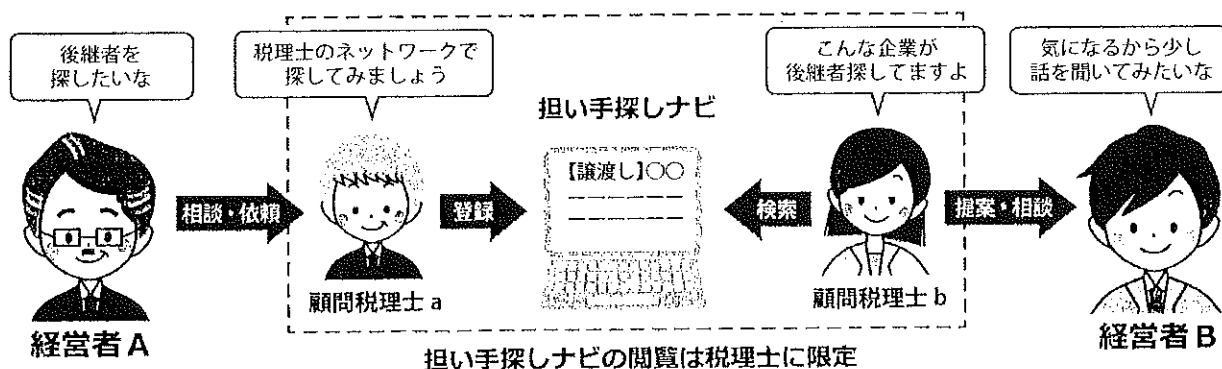


このサイトは、税理士に中小企業の事業承継の担い手探しの場を提供し、顧問税理士が中小企業の窓口となり、支援するためのものです。

小規模な事業承継の後継者探しだからと、承継期間にまだまだ余裕があるからと、あきらめていませんか？顧問税理士が主導するネットワークだからこそ、可能性が広がります。

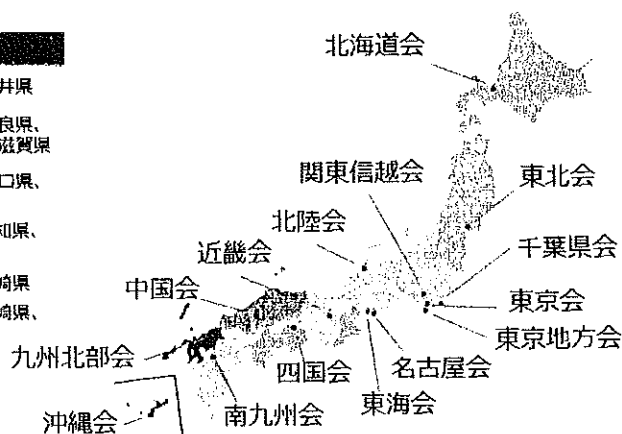
【担い手探しナビの特徴】

- ❶ 税理士が無料で登録し、利用することができるサイトです。
- ❷ 税理士には守秘義務がありますので、企業情報が守られます。
- ❸ 経営者が自ら出向いて事業内容を説明する必要がありません。登録内容については企業情報を熟知した税理士が相談の上、登録します。
- ❹ 事業所名は表示されず、簡易な情報でも登録することができます。気になる案件があれば、詳細内容については税理士が相手方の税理士に問い合わせます。
- ❺ 法人・個人、規模の大小を問わず、案件を登録することができます。
- ❻ 承継期間に相当の余裕のあるものまで登録することができます。
- ❼ 譲渡し希望、譲受け希望、どちらでも登録することができます。
- ❽ 担い手探しナビは、多くの事業所に関与している税理士が閲覧するため、マッチングの機会が増えます。
- ❾ 必要に応じて、税理士会で連携している事業引継ぎ支援センター、中小企業再生支援協議会、弁護士会、金融機関等の支援を受けることができます。 ※連携状況は税理士会により異なります。



【税理士会一覧】

税理士会	管轄の地域	税理士会	管轄の地域
北海道税理士会	北海道	北陸税理士会	富山県、石川県、福井県
東北税理士会	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	近畿税理士会	大阪府、京都府、奈良県、和歌山県、兵庫県、滋賀県
関東信越税理士会	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県	中国税理士会	岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県
千葉県税理士会	千葉県	四国税理士会	香川県、愛媛県、高知県、徳島県
東京税理士会	東京都	九州北部税理士会	福岡県、佐賀県、長崎県
東京地方税理士会	神奈川県、山梨県	南九州税理士会	熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
名古屋税理士会	愛知県名古屋市等、岐阜県	沖縄税理士会	沖縄県
東海税理士会	愛知県（名古屋市等以外）、静岡県、三重県		



日本税理士会連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8

☎ 03-5435-0931 FAX 03-5435-0941

事業承継マッチングサイト『担い手探しナビ』の運用開始について

平成30年

日本税理士会連合会では、10月1日（月）から事業承継マッチングサイト『担い手探しナビ』の運用を開始いたしました。

『担い手探しナビ』は、社外への事業の引き継ぎ（以下「M&A等」）を念頭に置いた、税理士の関与先企業同士のマッチングを行う場であり、あらかじめ利用申請をしてIDの発行を受けた税理士会会員のみが閲覧することができます。

サイト内では、主に①関与先企業の譲渡し／譲受け案件の登録②案件の検索・閲覧③案件を掲載した税理士への問い合わせ——が可能です。自身の関与先企業とマッチングしそうな企業があれば、サイト内の専用フォームから問い合わせをし、以降、詳細なやり取りは税理士同士が直接行うこととなります。サイトの利用自体は無料で、実際にM&A等を行うに当たっての税理士の支援範囲や費用等は、すべて個々の税理士の判断によるものとなります。

案件登録時に必須となる項目は、企業の地域（都道府県）、業種、自由記述欄のみのノンネーム情報（譲渡し対象会社の特定につながらない概要資料）となっており、詳細な情報はマッチングを進める中で税理士同士がやり取りすることとして、セキュリティを確保しております。また、案件の登録に際しては、事前に関与先企業との間で「確認書」を取り交わす必要があり、関与先企業の同意を得て案件を登録することとなります。この確認書の書式等についても、サイト内に掲載されております。

利用を希望される会員は、担い手探しナビ「利用申込」ボタンから利用申請し、仮パスワードを発行してください。その後、ログイン画面にログインID及び仮パスワードを入力したうえで、「サイトの利用規約」及び「個人情報の取扱い」への同意をもってサイトへログインすることが可能です。

事業承継サイト

利用申請



ログイン



案件登録



案件検索



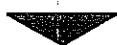
問い合わせ



交渉開始

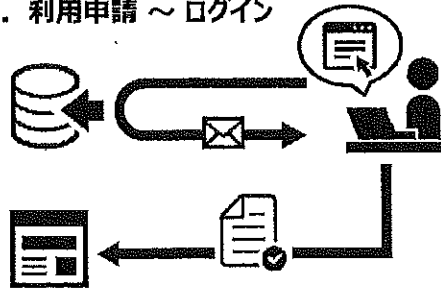


基本合意



最終合意
(成立)

1. 利用申請 ~ ログイン



税理士会会員専用ページから申請を行います。必要情報を入力して申請すると、サイト内の会員情報と照合し、メールで仮パスワードが発行されます。初回ログイン時に仮パスワードは各自で変更し、以降は自身で設定したパスワードを使用します。ログインの際には、「利用規約」及び「個人情報の取扱い」に同意する必要があります。

2. 案件登録



事前に関与先企業との間で「確認書」を取り交わし、関与先企業の同意を得て案件を登録します。その際、企業が特定されないようノンネームの情報登録します。

3. 案件検索



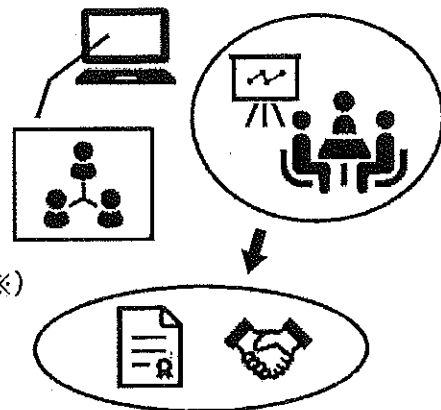
条件に、「区分（譲渡し／譲受け）」、「キーワード（自由入力）」、「業種」、「地域（都道府県）」を指定して、案件を検索することができます。

4. 問い合わせ



個々の案件について照会する場合、担当税理士に対して、やり取りしている税理士のみが閲覧できる掲示板上でメッセージを交換することができます。

5. 交渉開始 ~ 最終合意（成立）



成立に向けて、企業同士で交渉を進めます。なお、M & A等を進める際、他の支援機関・専門家等に支援を依頼したい場合のために、サイト内に支援機関等の案内ページを掲載する予定です。

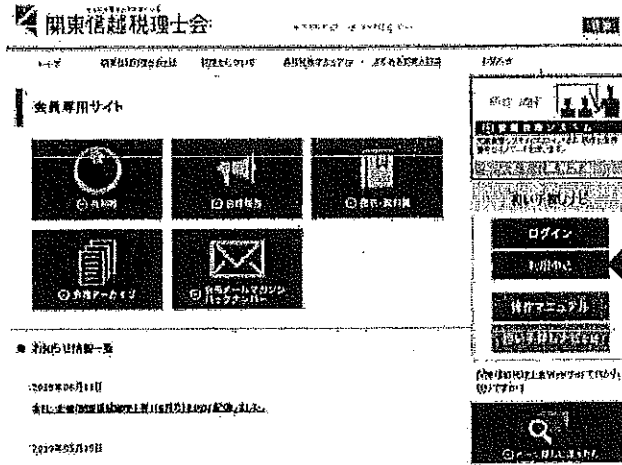
※ 税理士が報酬を得て、法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることは弁護士法第72条（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）に抵触するおそれがあります。交渉開始以降の進める場合、弁護士にご相談のうえ、対応ください。

(※)

事業承継サイト利用スキーム図

事業承継サイト「担い手探しナビ」 利用申込～初回ログイン方法

1. 関東信越税理士会トップページの「税理士会会員ログイン」から会員専用ページへログイン後、担い手探しナビの[利用申込]をクリックしてください。



税理士会会員ログイン ID・パスワード
 ユーザー名：kzei0223 (半角英数)
 パスワード：kzei0223 (半角英数)

こちらをクリックしてください。

リンクを直接入力いただく場合は ⇒ <https://nichizeiren-shoukei.jp/entry>

スマートフォン等からQRコード(※)を読み取る場合は ⇒

※ QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



2. 利用申込画面より、ご自身の「登録番号」、「証票番号」、「メールアドレス」を入力し、[申込み]をクリックしてください。

日本税理士会連合会

登録番号 | _____
 証票番号 | _____
 メールアドレス | _____
 メールアドレス (確認) | _____

申込み 再発行

※ 利用申し込みする際、お使いのメールサービス、メールソフト、ウイルス対策ソフトなどの設定により、受信拒否や迷惑メール認識する等、仮登録メールが正しく届かない場合がございます。その場合は、「@nichizeiren-shoukei.jp」からのメールを受信できるように設定してください。
 ※ 担い手探しナビでは、税理士登録情報を基にマスタを更新し、ログイン認証を行っております。マスタの更新には、最大で1ヶ月程度タイムラグが生じることがございます。ご了承ください。




3. [申込み]をクリックすると、すぐにご入力いただいたメールアドレス宛に仮パスワードの通知メールが送付されます。

送信者アドレス：
noreply@nichizeiren-shoukei.jp
件名：ID・仮PWのお知らせ
で通知メールが送付されます。

ご利用のメールの設定によっては、迷惑メール等へメールが振り分けられてしまうことがあります。万が一、仮PWが分からなくなった場合には、お手数ですが日本税理士会連合会までご連絡ください。

通知メールイメージ図

4. 通知メールに記載されているリンクよりログインを行ってください。
リンクを直接入力いただく場合は ⇒ <https://nichizeiren-shoukei.jp/login>
スマートフォン等からQRコード(※)を読み取る場合は ⇒ 
- ※ QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

5. ログイン画面より、初回ログイン時は、「ログインID(登録番号)」、「仮PW」を入力し、規約等の同意にチェックを入れた後、[ログイン]をクリックしてください。

日本税理士会連合会

ログインID (登録番号)

パスワード

規約等に同意いただき、チェックボックスへチェックを入れていただかないとログインすることができません。

ログイン

利用申込はこちら

ログイン画面

初回ログイン後、パスワードの変更が求められますので、仮パスワードから任意のパスワードにご変更ください。これで、担い手探しナビが利用可能となります。

令和 年分税務相談表（会員事務所用）

確申 様式1号

年 月 日	
支 部	
担当税理士	

申告書提出月日を記入してください

相談日	氏 名	住 所	申告書		報酬	
			受理			未受理
			書面による	代理送信による		

電話による相談	件	いずれか一つの該当項目に○印
		有 料 分 に ○ 印

※ 確定申告書提出期限までに支部長に提出してください。

おねがい

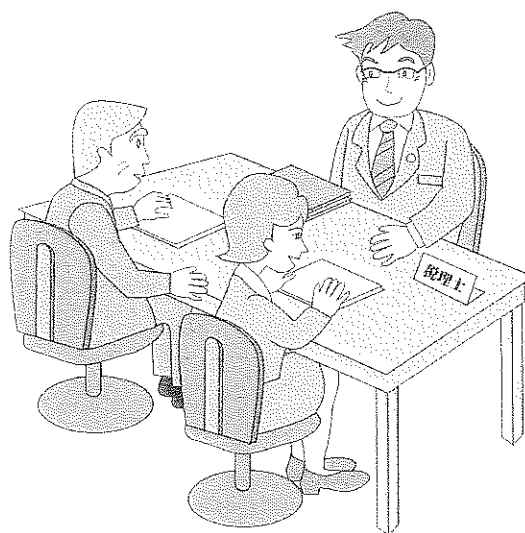
税理士でない者が、納税者の代理を行うこと、申告書等税務書類の作成をすること、税務相談を行うことは、税理士法によってできないことになっております。

税理士会では、こうした税理士制度の公共性にこたえ、「少額な所得の方、経済的理由によって、有料では税理士に委嘱することのできない方」を支援する事業を行っております。

本年分のあなたの所得ですと、税理士会で行っている無料税務相談の趣旨にそぐわなくなります。たいへん恐縮ですが、有料とさせていただきますのでご理解ください。

なお、わたしども税理士は次のような仕事をしております。

1. 記帳・決算書作成の相談及び代行
2. 土地・建物を売った税金、相続・贈与に関する税金の相談と申告書の作成
3. 所得税・法人税・消費税等のほか、各種税金の相談と税務書類の作成
4. 企業経営の相談
5. 融資申請手続



関 東 信 越 税 理 士 会

支部 担当税理士

参考3号

「次期税理士法改正に関する答申」に関する回答結果【概要】(令和元年11月30日現在)

回答者数	1144 人
延べ回答件数	20,029 件

税理士会別回答者数

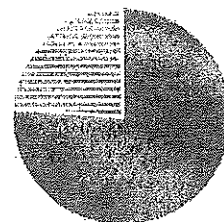
	合計		年代									
		割合	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80-89	90超	未回答	
東京	134	11.7%	0	10	37	30	37	11	3	0	6	
東京地方	31	2.7%	0	1	7	12	7	2	0	0	2	
千葉県	18	1.6%	0	0	10	3	3	1	0	0	1	
関東信越	227	19.8%	0	14	40	63	75	22	4	0	9	
近畿	54	4.7%	0	6	19	10	11	3	1	0	4	
北海道	74	6.5%	2	7	10	21	22	8	1	1	2	
東北	49	4.3%	0	6	11	16	14	2	0	0	0	
名古屋	55	4.8%	0	14	21	5	3	2	0	0	10	
東海	72	6.3%	0	14	30	11	12	4	0	0	1	
北陸	54	4.7%	0	7	13	13	18	2	0	0	1	
中国	34	3.0%	0	2	7	11	11	3	0	0	0	
四国	123	10.8%	1	8	37	30	38	7	0	0	2	
九州北部	121	10.6%	0	4	24	19	53	18	2	0	1	
南九州	62	5.4%	0	3	17	9	25	5	0	0	3	
沖縄	36	3.1%	0	3	9	16	5	2	0	0	1	
合計(割合)	1144	100.0%	3	99	292	269	334	92	11	1	43	
			0.3%	8.7%	25.5%	23.5%	29.2%	8.0%	1.0%	0.1%	3.8%	

回答方法別回答者数

	合計	回答方法	
		WEB	その他
東京	134	99	35
東京地方	31	26	5
千葉県	18	15	3
関東信越	227	134	93
近畿	54	44	10
北海道	74	48	26
東北	49	45	4
名古屋	55	29	26
東海	72	69	3
北陸	54	53	1
中国	34	31	3
四国	123	121	2
九州北部	121	106	15
南九州	62	46	16
沖縄	36	6	30
合計(割合)	1144	872	272
		76.2%	23.8%

※「その他」は、メール・FAX・郵送回答

回答方法別回答



■ WEB ■ その他

超速報!!

会員各位

令和元年11月吉日
埼玉県税理士政治連盟
会長 秋山 典久
幹事長 岸 生子

令和2年度税制改正大綱勉強会のご案内

会員の皆様には、日頃より税理士政治連盟にご理解ご支援を賜り誠にありがとうございます。

自民党税制調査会及び公明党税制調査会並びに与党税制協議会での税制改正議論を受け、12月12日に与党の『令和2年度税制改正大綱』が決定・公表される予定です。

埼玉県税理士政治連盟で収集した資料に基づき、下記のとおり勉強会を開催いたしますので、万障お繰り合わせの上ご出席いただきますよう、お願いいたします。

記

日時：令和元年12月20日（金） 14:00～16:45
（受付開始 13:30） **3時間でカウント**

場所：埼玉県税理士会館3階

テーマ：『令和2年度税制改正大綱』を読み解く

講師：大石 敬 氏（関東信越税理士政治連盟 副会長、埼玉県税理士政治連盟 顧問）

参加費：3,000円（資料代）

申込締切：令和元年12月13日（金）

（※資料の準備の都合上、事前の参加申し込みが必要です。）

申込方法：下記の申込票に記入のうえ、埼玉県税理士政治連盟あてFAXして下さい。

【申込FAX】048-665-3888 （担当：工藤、松岡）

申込票

私は、令和元年12月20日（金）14:00～16:45（於：埼玉県税理士会館）に開催の『令和2年度税制改正大綱勉強会』に参加します。

税理士登録番号： _____

支局： _____


氏名： _____

関東信越税理士会
熊谷支部・熊谷地域
忘年会

令和元年12月5日(木)
於 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部・熊谷地域忘年会次第

令和元年12月5日(木)
ホテルガーデンパレス
司会 林 福祉共済部長

1. 開会の挨拶 寺山支部長
2. 地域長挨拶 清水地域長
3. 乾杯
4. 出席提携企業紹介 清水地域長
5. 歓談・演奏 (e-REX)
6. 
7. 閉宴

ご出席提携企業様

**朝日生命保険相互会社
一般財団法人あんしん財団
エヌエヌ生命保険株式会社
オリックス生命保険株式会社
ジブラルタ生命保険株式会社
株式会社ストライク
住友生命保険相互会社
積水ハウス株式会社
第一生命保険株式会社
大同生命保険株式会社
大和ハウス工業株式会社
株式会社日本政策金融公庫
日本生命保険相互会社
ミサワリフォーム株式会社
メットライフ生命株式会社
株式会社 FPG**

提携企業忘年会参加者名簿

令和元年12月5日

(敬称略)

企業名	参加者	テーブル
朝日生命	出口 晋	A
	日高慶子	B
	岡崎嵩之	C
	小川良子	D
あんしん財団	貴田宏之	E
エヌエヌ生命	五十嵐良彦	F
オリックス	神田昌之	A
	富田朝未	B
ジブラルタ生命	山本健太	C
	岸田 亨	D
	児島むつみ	E
	松井優真	F
ストライク	小野誠之	A
住友生命	山中和彦	B
積水ハウス	矢島良樹	C
	羽田光輝	D
	川口重彦	E
	馬淵竜一	F
第一生命	山本 剛	A
	小見山節子	B
大同生命	森本一繁	C
大和ハウス	片野圭樹	D
日本政策金融公庫	長田和彦	E
日本生命	庄司彩美	F
	木村千尋	A
ミサワリフォーム	石森美恵子	B
メットライフ生命	小野寺旭	C
	村田 透	D
F P G	高橋洋一	E

29名

日時 令和元年12月5日(木)
16時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

- (1) 令和元年分所得税等確定申告期におけるe-Tax及びe-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間について (総務課)

イ e-Taxの受付時間（利用可能時間）

○ 確定申告期間（令和2年1月6日(月)～3月31日(火)）
・ 全日（土日、祝日を含む。） 24時間 （注1）1月6日（月）は8時30分から受付開始。 （注2）毎週月曜日0時～8時30分及び3月22日（日）終日のメンテナンス時間を除く。ただし、3月16日（月）は終日受付を実施。 （注3）3月21日（土）は終日マイナポータルとの連携は不可。
○ 通常期（確定申告期間以外）
・ 月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除く。） 24時間 （注）休祝日の翌稼働日は8時30分から受付開始。 ・ 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日 8時30分～24時

ロ e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間

○ 確定申告期間（令和2年1月14日(火)～3月16日(月)）
・ 月曜日～金曜日（2月11日(火・祝)を除く。） 9時～20時 ・ 日曜日及び休祝日（2月24日、3月1日、8日、15日に限る。） 9時～20時
○ 通常期（確定申告期間以外）
・ 月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除く。） 9時～17時

(2) 「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」の発送について
(管理運営部門)

別添1「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」参照

イ 発送対象者

源泉徴収義務者のうち、納期の特例適用者で次に掲げる者

(イ) 新規に納期の特例の適用を受けることとなった者

(ロ) 直前の2納期分のいずれかに未納、期限後納付又は納税告知のある者

ロ 発送日 令和元年12月18日(水)

ハ 発送件数 約 1,250件

納期の特例を適用されている源泉徴収義務者のうち、イに記載の発送対象者に対して、別添1の「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」を12月18日に発送いたします。関与先から照会等がございましたら期限内納付のご指導をお願いいたします。

(3) 確定申告関係用紙の配付等について (管理運営部門)
別添2「確定申告関係用紙配付一覧(令和元年年分)」参照

確定申告関係用紙の配布につきましては、昨年と同様に、別添2「確定申告関係用紙配付一覧(令和元年年分)」に掲載された書類を、税理士会熊谷支部の事務局に備え付けさせていただきましますので、事務局にて入手いただきますようお願いいたします。事務局へは1月中旬にお渡しする予定であります。

なお、国税局から税務署への用紙の配付数量が年々大幅に減少しております。国税庁HP及びe-Taxのご利用につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、事務局へ備付のない用紙につきましても同様に、国税庁HP等からの入手にご協力をお願いいたします。

(4) 令和元年年分確定申告に係る振替納付日について (管理運営部門)

イ 申告所得税及び復興特別所得税 令和2年4月21日(火)

ロ 消費税及び地方消費税(個人事業者) 令和2年4月23日(木)

令和元年年分の確定申告に係る振替納付日につきまして、記載のとおり決定しております。関与先等への納付指導及び振替納税の利用勧奨につきまして、ご協力をお願いいたします。

(5) 決算説明会の開催について(個人課税部門)

○ 青色決算説明会

開催月日	開催時間	対象者	開催場所	講師
令和元年 12月9日(月)	午前10時 ～正午	事業所得者	熊谷文化創造館 さくらめいと 会議室1	小林 幹夫 税理士
	午後2時 ～4時	不動産所得者		橋本 博 税理士
令和元年 12月13日(金)	午前10時 ～正午	事業所得者		安原 宣彦 税理士

○ 白色決算説明会

開催月日	開催時間	対象者	開催場所	講師
令和元年 12月13日(金)	午後2時 ～4時	事業所得者	熊谷文化創造館 さくらめいと 会議室1	森嶋 秀人 税理士

○ 消費税等説明会

開催月日	開催時間	対象者	開催場所	講師
令和元年 12月23日(月)	午後2時 ～4時	消費税課税事業者	熊谷文化創造館 さくらめいと 会議室1	新井 進 税理士

決算説明会につきましては、10月の協議会でも連絡させていただきましたが、下表のとおり税理士会熊谷支部の先生にお願いし、開催いたします。担当される先生におかれましては年末の業務ご多忙のところ申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

(6) 申告相談において使用する同意書様式について（個人課税部門）

別添3「同意書（税理士無料相談用）」

別添4「【記載例】e-Tax用」

別添5「【記載例】書面作成用（職員従事あり（確定申告会場等）」参照

別添資料3～5をご覧ください。

本年度も関東信越税理士会と国税局が協議し、別添資料の様式で運用することになりましたので連絡させていただきます。

なお、様式については昨年と変更はなく同様となっております。

(7) 確定申告期の税務支援について（個人課税部門）

イ 協議派遣事業におけるe-Tax（代理送信）の推進について

令和元年分確定申告期において、税理士会熊谷支部と青色申告会及び農業青色申告会との間で行われる協議派遣による申告相談会では、先生方の代理送信を基本としておりますので、e-Taxの積極的なご利用をお願いいたします。

代理送信によるe-Taxが徹底されるよう7つの青色申告会・5つの農業青色申告会とも協議を重ねておりますので、先生方におかれましても、昨年まで手書きで申告書を作成していた相談会場でも令和元年分は国税庁HP確定申告書等作成コーナーを利用した作成になるとのご理解をお願いします。

従事される先生方におかれましては、派遣先青色申告会等とよく事前に打合せをされるなどし、協議派遣における代理送信による申告が推進されますようご協力をお願いいたします。

ロ 税理士無料申告相談の日程等について

(イ) 所得税確定申告相談

実施期間：令和2年2月17日（月）から3月10日（火）

実施場所：キララ上柴「ハナミズキ」

(ロ) 消費税確定申告相談

実施期間：令和2年3月23日（月）から3月25日（水）

実施場所：熊谷税務署 確定申告会場

令和元年分確定申告期の無料申告相談を記載の日程等で実施予定となっております。熊谷支部から派遣に関し協力依頼等、ご連絡があるものと思われまます。確定申告期間中のご多忙の中、大変恐縮ではございますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、令和元年分の確定申告は、本年10月に消費税率の引上げと軽減税率制度が導入されたことを勘案して、例年実施いただいている所得税の確定申告相談とは別に、記載の日程で消費税に特化した申告相談を実施して頂きたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、相談会場での運営要領につきましては担当役員の先生と協議を進め、決定しだい従事される先生方にお配りしますので、併せてよろしくお願いいたします。

(8) e-Tax研修会の実施について

(個人課税部門)

日時：令和2年1月29日(水) 午後1時30分から午後4時

令和2年1月31日(金) 午後1時30分から午後4時

場所：埼玉工業大学

協議派遣による青色申告会等の申告相談会場及びキララ上柴で実施される無料相談会場では、国税庁HP確定申告書等作成コーナーなどを利用いたします。操作方法等につきましては本年度も埼玉工業大学の協力を得て記載の日程でe-Tax研修会を開催します。先生方の事務所で使用しているソフトとは操作方法等異なるところもあるかと思われまますので、操作方法等に不安がある先生におかれましては積極的な参加をお願いいたします。

(9) 贈与税e-Taxに係る個別勧奨等について

(資産課税部門)

e-Taxの普及は、納税者の利便性向上と行政運営の効率化に資するものであることから、贈与税のe-Taxについても、より一層の普及・定着に努めていく必要があるものと考えております。

贈与税申告については、税理士及び税理士法人の関与割合が約半数を占めており、税理士の皆様にご利用いただくことが、e-Taxの普及・拡大に直結するものと考えております。

つきましては、今後、関与される贈与税の申告は、是非ともe-Taxをご利用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、e-Tax手続きの一部について既にご利用いただいている税理士等を対象に個別に勧奨させていただくことがございますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、下記のとおり、贈与税の申告に係るリーフレットが国税庁HPに掲載されておりますので、ご活用願います。

別添リーフレット

○「贈与税の申告書には「マイナンバー」の記載が必要です！」

【掲載場所】「国税庁HPトップページ」→「社会保障・税番号制度（マイナンバー）」→「国税の番号制度に関する情報」→「国税庁作成資料」

○「パソコンから贈与税の申告ができます！」

【掲載場所】「国税庁HPトップページ」→「刊行物等」→「パンフレット・手引」→「相続税・贈与税」→「相続税・贈与税の申告のしかた・手引きなど」→「パソコンから贈与税の申告ができます！」

添付書類

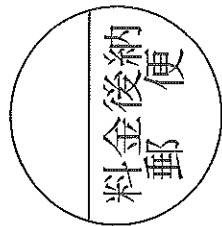
- 1 「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」
- 2 「確定申告関係用紙配付一覧（令和元年分）」
- 3 「同意書（税理士無料相談用）」
- 4 「【記載例】e-Tax用」
- 5 「【記載例】書面作成用（職員従事あり（確定申告会場等）」

リーフレット

○「贈与税の申告書には「マイナンバー」の記載が必要です！」

○「パソコンから贈与税の申告ができます！」

<表面>



郵便はがき

--	--	--	--	--	--

殿

(整理番号)

税務署長

期 間	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
納付期限	年	月	日	年	月 日

連絡先

担当部署

電 話 (内線) (源泉所得税担当)

この電話番号は電話がつながると自動音声案内が流れますので「2」をお選びください。

この郵便物についての照会等は、上記税務署担当部署へお願いいたします。

<裏面>

源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせ

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別の協力をいただきありがとうございます。

さて、貴社（殿）が、表記の「期間」内に支払った給与や退職手当、税理士等の報酬などから源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の納付期限が近づいてまいりました。

表記の「納付期限」までにお忘れなく納付されますようお願い申し上げます。

(注) 平成25年1月1日以後に生ずる所得のうち、源泉徴収の対象とされている所得については、所得税と併せて復興特別所得税を徴収し、納付する必要があります。

納付税額がない場合でも、所得税徴収高計算書(納付書)は、税務署へ提出してください。

納付期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければなりません。

◎ 源泉所得税及び復興特別所得税の納付は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)が便利です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

◎ 税務署での面接による相談は、原則として「事前予約制」としております。

◎ 既に納付済みの方につきましては、このお知らせが送付された場合には、行き違いになったものと思われまので、ご了承願います。

◎ この文書は、行政指導として送付しているものであり、その責任者は、表記の税務署長です。

◎ 源泉徴収についてご不明な点がありましたら、当署の担当者にお問い合わせください。

確定申告関係用紙配付一覧（令和元年分）

税理士会

〔所得税関係〕

用 紙 名	
所得税及び復興特別所得税の確定申告書	A様式
	B様式
	第三表(分離課税用)
	第四表(損失申告用)
	添付書類台紙
青色決算書	一般用
	不動産用
	付表(医師・歯科医師用)
収支内訳書	一般用
	不動産用
	農業用

用 紙 名	
添付書類	所得の内訳書
	医療費控除の明細書
	住宅借入金等特別控除額の計算明細書
	政党等寄附金特別控除額の計算明細書
	家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を受ける場合の必要経費の額の計算書
	申告書付表(準確定申告)
	譲渡所得の内訳書
	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
	確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

〔消費税関係〕

消費税申告書	一般・簡易
	付表2・付表5・付表6
	課税売上高計算表・課税仕入高計算表
	消費税の還付申告に関する明細書

〔贈与税関係〕

贈与税申告書	第一表
	第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)
	第二表(相続時精算課税の計算明細書)
	相続時精算課税選択届出書

〔納付関係〕

納付書関係	所得税納付書
	消費税納付書
	贈与税納付書
	口座振替依頼書

- 特定個人情報の取扱いに関する同意書
 (兼利用者識別番号の利用同意書)

※ 該当する事項の□にチェック「✓」の上、税務書類名の記載及び署名・押印をお願いします。

関東信越税理士会〇〇支部長 殿

《e-Taxで提出する方》

- 私は、電子情報処理組織を利用して下記の税務書類の作成を上記支部の従事税理士に依頼するに当たり、私の利用者識別番号を従事税理士に通知するとともに、従事税理士が当該利用者識別番号を使用して当該税務書類を送信することに同意します。

➤ 利用者識別番号 _____

- 私は、上記の手續に当たり、従事税理士が私の特定個人情報を取り扱うことに同意します。

《書面で提出する方》

- 私は、下記の税務書類の作成のための相談等に際し、上記支部の従事税理士が私の特定個人情報を取り扱うことに同意します。

関東信越税理士会〇〇支部 会場責任者 殿

《書面で提出する方》

- 私は、私の特定個人情報を含む下記の税務書類の〇〇税務署への提出について、上記支部の会場責任者に一任することに同意します。

記

- 令和 年分所得税及び復興特別所得税確定申告書

- 令和 年分消費税及び地方消費税確定申告書

令和2年●月●日

住所 _____

氏名 _____

㊞

(裏面をご確認ください。)

別添3

- ※1 関東信越税理士会〇〇支部、会場責任者及び従事税理士は、業務上知り得た特定個人情報内容につき、秘密保持の義務を負うものとします。
- ※2 関東信越税理士会〇〇支部、会場責任者及び従事税理士は、本業務において取り扱う特定個人情報につき、関係法令等を遵守し適切に取り扱います。

- 特定個人情報の取扱いに関する同意書
 (兼利用者識別番号の利用同意書)

※ 該当する事項の□にチェック「✓」の上、税務書類名の記載及び署名・押印をお願いします。

関東信越税理士会〇〇支部長 殿

《e-Taxで提出する方》

- 私は、電子情報処理組織を利用して下記の税務書類の作成を上記支部の従事税理士に依頼するに当たり、私の利用者識別番号を従事税理士に通知するとともに、従事税理士が当該利用者識別番号を使用して当該税務書類を送信することに同意します。

➤ 利用者識別番号 1234567890123456

- 私は、上記の手續に当たり、従事税理士が私の特定個人情報を取り扱うことに同意します。

《書面で提出する方》

- 私は、下記の税務書類の作成のための相談等に際し、上記支部の従事税理士が私の特定個人情報を取り扱うことに同意します。

関東信越税理士会〇〇支部 会場責任者 殿

《書面で提出する方》

- 私は、私の特定個人情報を含む下記の税務書類の〇〇税務署への提出について、上記支部の会場責任者に一任することに同意します。

記

- 令和元年分所得税及び復興特別所得税確定申告書

- 令和元年分消費税及び地方消費税確定申告書

令和2年●月●日

住所 〇〇市〇〇町〇-〇-〇

氏名 国税 太郎



(裏面をご確認ください。)

別添4

- ※1 関東信越税理士会〇〇支部、会場責任者及び従事税理士は、業務上知り得た特定個人情報内容につき、秘密保持の義務を負うものとします。
- ※2 関東信越税理士会〇〇支部、会場責任者及び従事税理士は、本業務において取り扱う特定個人情報につき、関係法令等を遵守し適切に取り扱います。

記載例:書面作成(職員従事あり(確定申告会場等))

- 特定個人情報の取扱いに関する同意書
 (兼利用者識別番号の利用同意書)

※ 該当する事項の□にチェック「✓」の上、税務書類名の記載及び署名・押印をお願いします。

関東信越税理士会〇〇支部長 殿

《e-Taxで提出する方》

- 私は、電子情報処理組織を利用して下記の税務書類の作成を上記支部の従事税理士に依頼するに当たり、私の利用者識別番号を従事税理士に通知するとともに、従事税理士が当該利用者識別番号を使用して当該税務書類を送信することに同意します。

➤ 利用者識別番号 _____

- 私は、上記の手續に当たり、従事税理士が私の特定個人情報を取り扱うことに同意します。

《書面で提出する方》

- 私は、下記の税務書類の作成のための相談等に際し、上記支部の従事税理士が私の特定個人情報を取り扱うことに同意します。

関東信越税理士会〇〇支部 会場責任者 殿

《書面で提出する方》 ※ 確定申告会場の提出場所において職員が収受することから、仮収受はない。

- 私は、私の特定個人情報を含む下記の税務書類の〇〇税務署への提出について、上記支部の会場責任者に一任することに同意します。

記

- 令和元年分所得税及び復興特別所得税確定申告書

- 令和元年分消費税及び地方消費税確定申告書

令和2年●月●日

住所 〇〇市〇〇町〇-〇-〇

氏名 国税 太郎



(裏面をご確認ください。)

- ※1 関東信越税理士会〇〇支部、会場責任者及び従事税理士は、業務上知り得た特定個人情報内容につき、秘密保持の義務を負うものとします。
- ※2 関東信越税理士会〇〇支部、会場責任者及び従事税理士は、本業務において取り扱う特定個人情報につき、関係法令等を遵守し適切に取り扱います。

贈与税の申告書には

「マイナンバー」の記載が必要です！



財産の贈与を受けた方が、贈与税の申告書を提出する際には、提出の都度、マイナンバー（個人番号）の記載及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

マイナンバーの記載欄 <贈与税の申告書（第一表）>

税務署長 令和 <input type="text"/> 年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書)		F D 4 7 2 8
提出用 税務署 提出用 印	住所 (電話)	税務署整理欄 (記入しないでください)
明治1	フリガナ	整理番号
大正2	氏名	補完
昭和3	個人番号 又は 法人番号	申告をされる方 (財産の贈与を受けた方) のマイナンバーを記載してください。
平成4	生年 月日	国籍年月日
令和5	職業	死亡年月日

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

第一表 (令和元年分以降用)

贈与税の申告書に記載いただくマイナンバーは、贈与税の申告をされる方（財産の贈与を受けた方）のマイナンバーになります（贈与者のマイナンバーの記載は必要ありません。）。

本人確認（番号確認と身元確認）

（本人確認書類の詳細は裏面をご覧ください。）

税務署がマイナンバーの提供を受けるときは、①正しいマイナンバーであることの確認（番号確認）及び②手続を行っている方がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行う必要があります。

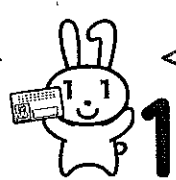
また、本人確認はマイナンバーの提供を受ける都度、行う必要があります。



マイナンバーカードの取得方法

マイナンバーカードは郵便・パソコン・スマホなどから申請でき、無料で取得できます。詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。 [マイナンバーカード 取得方法](#)

マイナンバーカードが利用できる場面が、今後どんどん拡大する見込みです！



いろいろな行政手続がマイナンバーカードを使って便利に利用できるようになる予定ですので、お早めの取得をおすすめします！

スマホによる申請方法はこちらから！



本人確認の際に使用する書類（本人確認書類）の例



【マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方】

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードだけで本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。

マイナンバーカードの表面で身元確認、裏面で番号確認を行いますので、本人確認書類として写しを添付する場合は、表面と裏面（両面）の写しが必要になります。

マイナンバーカードは、番号確認と身元確認が1枚で可能な唯一のカードです。是非、マイナンバーカードを取得し、ご利用ください！

マイナンバーカード（個人番号カード）

（表面）



（裏面）



【マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方】

マイナンバーカードをお持ちでない方は、以下の番号確認書類と身元確認書類の提示又は写しの添付が必要になります。

番号確認書類

《本人のマイナンバー（12桁）を確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）

などのうちいずれか1つ



身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 身体障害者手帳
- パスポート
- 在留カード
- 公的医療保険の被保険者証

などのうちいずれか1つ

マイナンバーカードでe-Taxが利用できます！

○ 国税庁ホームページで作成した贈与税申告書などは、ご自宅等のパソコンから①マイナンバーカード及び②ICカードリーダライタ等を利用して、e-Taxにより送信することができます（マイナンバーカード方式）。

※ マイナンバーカードやICカードリーダライタ等をお持ちでない方については、マイナンバーカード方式によらず、e-Tax用のID・パスワードを利用して、国税庁ホームページからe-Taxにより贈与税申告書などを送信することができます（ID・パスワード方式）。ID・パスワード方式を利用する場合、税務署等で職員と対面による本人確認を行った後に発行された「ID・パスワード方式の届出完了通知」が必要になります。

○ マイナンバーカード方式などの概要については、e-Taxホームページをご覧ください。
ホームページ【<https://www.e-tax.nta.go.jp/kanbenka/index.htm>】
（「e-Tax利用の簡便化の概要について」）



e-Taxであれば本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

パソコンから 贈与税の申告ができます！

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

👍 税務署に行く手間がかかりません！ 確定申告

👍 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

(注) 確定申告期間以外利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

96%の方が役立つ

利用者の感想
利用する理由
確定申告書等のダウンロード
利用率
2人に1人以上が利用

STEP 2 申告書を作成

👍 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP 3 e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード

取得方法は裏面を見てね！

② ICカードリーダー または
マイナンバーカード対応のスマートフォン

または

一部の端末のみ

(注) 詳しくは、e-Taxホームページ【<https://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。

IDとパスワードで送信

重要書類

ID・パスワード方式の届出完了通知 **ID・PW が目印**

(見本)

ID・パスワード方式に対応した
ID・パスワード↓

マイナンバー	1111	1111	1111	1111
マイナンバー	s12345678			

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

■ **印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！**

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)を利用して印刷できます。

■ **個人から財産をもらったときの贈与税の申告について**

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間に財産の贈与を受けた人は、その贈与を受けた財産について、

① 「暦年課税」を適用する場合で、その財産の価額の合計額が基礎控除額(110万円)を超えるとき

② 「相続時精算課税」を適用するとき

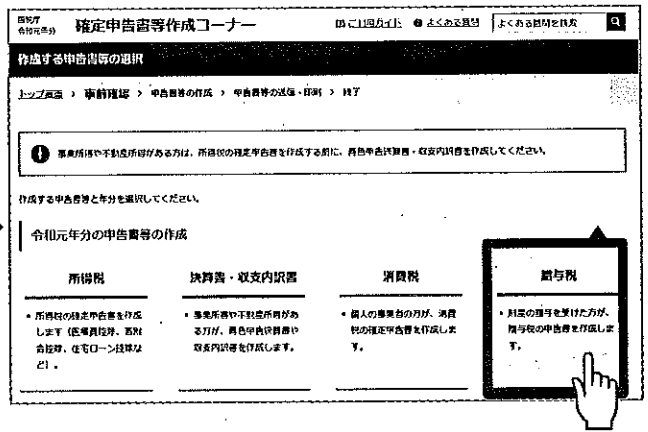
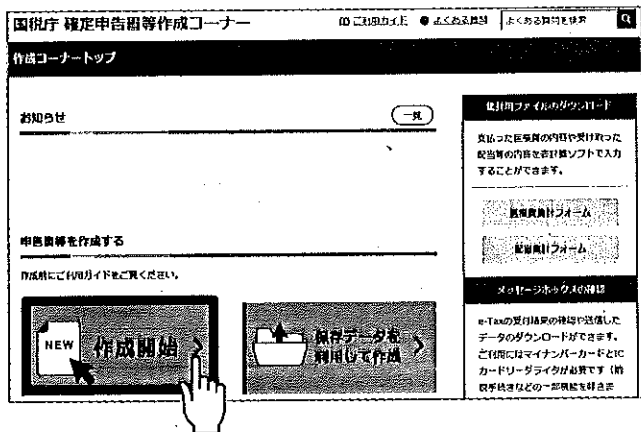
には、贈与税の申告をしなければなりません。

なお、令和元年分の贈与税の申告書の受付は、令和2年2月3日(月)から令和2年3月16日(月)までです。

国税庁ホームページの 確定申告書等作成コーナーのご案内

① トップ画面で「作成開始」を選択

② 「贈与税」を選択し入力を開始



■ 添付書類のイメージデータによる提出について

e-Taxで贈与税の申告書を送信する場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある特定の添付書類（例：戸籍の謄本など）について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）により提出することができます。

操作が分からない場合は「よくある質問」へ

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問を確定申告書等作成コーナー内の「よくある質問」に掲載しています。

よくある質問をご覧頂いても解決しない場合は、電話でお問い合わせすることができます。

※ お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの画面左下の「お問い合わせ」をご覧ください。

(注) 国税に関するご相談・ご質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に、税に関してのよくある質問を掲載していますのでご覧ください。また、「タックスアンサー」をご覧頂いても解決しない場合は、最寄りの税務署へお問い合わせください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを利用するなどして、e-Taxで申告書を提出すれば本人確認書類の提示又は写しの添付が不要です。その他、マイナンバーカードで本人認証すれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

■ マイナンバーカードの取得方法

郵便・パソコン・スマートフォンなどから申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。



スマホによる申請
はこちらから！

マイナンバーカード 取得方法